

全国高等学校野球選手権大会・選抜高等学校野球大会に 参加される学校関係者バス会社の方へ

兵庫県では、大気環境基準の達成・維持のため、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の排出基準を満たさない定員30名以上の大型バスと車両総重量8トン以上の自動車の甲子園球場周辺・応援団バス駐車場を含む阪神東南部地域（神戸市灘区、東灘区、尼崎市、西宮市南部、芦屋市、伊丹市）の運行を規制しています。

大会には、運行規制の適用を受けないバスを配車していただきますようお願いいたします。

○ 運行規制対象となるバス

以下の①～③をすべて満たすバス

- ①車検証の定員が30名以上
- ②型式がKC-、W-、U-、P-、N-、K-、記号なしに該当する車両
- ③大会開催時点で、初度登録日（新車として登録された日）から13年以上経過している車両

（車検証の有効期間満了日により、猶予期間内の車両もありますので、お問い合わせ下さい。）

※1 首都圏九都県市で実施されているディーゼル車規制に適合するため、「後付け装置」を装着された車両であっても、PM（粒子状物質）のみの除去装置である場合は、兵庫県の運行規制車両となりますのでご注意ください。

※2 車検証の備考欄に「使用車種規制（NOx・PM）適合」と記載のある車両は規制の対象となりません

○ 猶予期間

初度登録日から起算して13年間の末日に当たる日以降の車検証の有効期間満了日
（例：平成13年6月初度登録 → 平成26年6月末まで猶予）

※ 初度登録から継続車検を受けているバスは初度登録日から13年で猶予期間が満了します。

ただし、車検切れ等で初度登録月と車検証の有効期間満了月が異なっている場合は、車検証の有効期間満了日まで猶予期間が延びます。（最大11ヶ月）

○ 車両ナンバーの記録について

大会期間中、当県運行規制監視員により、来場の車両の車両ナンバーを記録させていただきますので、ご了解下さい。

所有車両等の来場の可否については下記にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

078-362-3287(ダイヤルイン)

兵庫県農政環境部環境管理局水大気課 大気班